

許可番号 04050005890

## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 岡山県倉敷市松江三丁目2番46号

氏 名 内田工業 株式会社  
代表取締役 内田 航

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事 服部 誠太郎



許可の年月日 令和 4 年 5 月 22 日

許可の有効年月日 令和 11 年 5 月 21 日

1. 事業の範囲(取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうか明らかにすること。)

裏面のとおり  
以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ  
なし

3. 許可の条件  
なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成29年 5月22日 更新許可  
令和 4年 5月22日 更新許可  
以下余白

5. 積替え許可の有無 有 ・ ☒ 無  
(積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)  
市名  
以下余白

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ ☒ 無

### 備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

※更新手続については、有効期間満了日の60日前までに必ず管轄の京築保健福祉環境事務所で行ってください。

## 1. 事業の範囲

積替え、保管を含まない。

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類であるもの又はトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン又はジクロロメタン又は1, 2-ジクロロエタン又は1, 3-ジクロロプロペン又はベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）

廃酸（水素イオン濃度指数2. 0以下のもの又は水銀若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は六価クロム化合物又はトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン又はジクロロメタン又は1, 2-ジクロロエタン又は1, 1-ジクロロエチレン又はシス-1, 2-ジクロロエチレン又は1, 1, 1-トリクロロエタン又は1, 1, 2-トリクロロエタン又は1, 3-ジクロロプロペン又はベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）

廃アルカリ（水素イオン濃度指数12. 5以上のもの又は鉛若しくはその化合物又は六価クロム化合物又はトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン又はジクロロメタン又は1, 2-ジクロロエタン又は1, 1-ジクロロエチレン又はシス-1, 2-ジクロロエチレン又は1, 1, 1-トリクロロエタン又は1, 1, 2-トリクロロエタン又は1, 3-ジクロロプロペン又はベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）

鉱さい（鉛若しくはその化合物又は六価クロム化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

ばいじん（鉛若しくはその化合物又は六価クロム化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

燃え殻（鉛若しくはその化合物又は六価クロム化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

汚泥（水銀若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は有機燐化合物又は六価クロム化合物又はトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン又はジクロロメタン又は1, 2-ジクロロエタン又は1, 1-ジクロロエチレン又はシス-1, 2-ジクロロエチレン又は1, 1, 1-トリクロロエタン又は1, 1, 2-トリクロロエタン又は1, 3-ジクロロプロペン又はベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）

以上7品目 以下余白

